

平成 30 年度

鴨川市公営企業会計経営健全化審査意見書

鴨川市監査委員

鴨 監 第 6 3 号
令和元年 8 月 16 日

鴨 川 市 長 亀 田 郁 夫 様

鴨 川 市 監 査 委 員 石 渡 雅 之
鴨 川 市 監 査 委 員 辰 野 利 文

平成 3 0 年度鴨川市公営企業会計経営 健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 3 0 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類(水道事業会計及び病院事業会計)について審査しましたので、次のとおり意見書を提出いたします。

平成30年度 鴨川市水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期日

令和元年7月8日（月）から7月19日（金）まで

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	記 (単位：%)	
比率名	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.00

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成30年度の資金不足額は発生していないため、当該数値は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 鴨川市病院事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期日

令和元年7月8日（月）から7月19日（金）まで

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	記 (単位：%)	
	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.00

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成30年度の資金不足額は発生していないため、当該数値は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。